

証券コード 192A
2026年8月14日
(電子提供措置開始日 2026年8月10日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
丸の内北口ビルディング26階
インテググループ株式会社
代表取締役社長 籠谷 智輝

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を次ページに記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.integroup.jp/ir/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インテググループ」又は「コード」に当社証券コード「192A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年8月28日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月31日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング 9階
新丸ビルコンファレンススクエア Room901
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて修正内容を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い
申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2026年 8月31日 (月曜日)
午前10時 (受付開始:午前9時30分)



書面 (郵送) で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年 8月28日 (金曜日)
午後7時00分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2026年 8月28日 (金曜日)
午後7時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

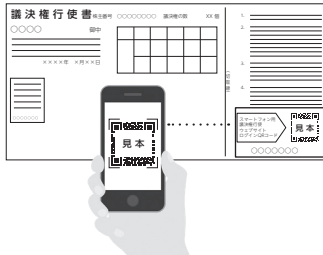
書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

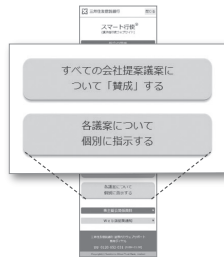
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

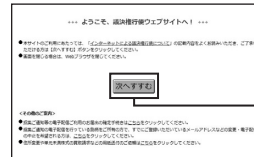
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

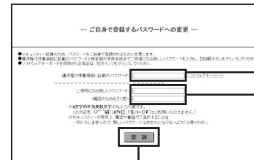
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第 1 号議案 監査等委員でない取締役 3 名選任の件

監査等委員でない取締役全員（3 名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	藤 井 一 郎 (1974年 5 月 18 日生) 〔再任〕	1997年 4 月 三菱商事(株) 入社 2004年 6 月 フリービット(株) 入社 2005年10月 (株)サンベルトパートナーズ（現かえでフ ァイナンシャルアドバイザー(株)）取 締役就任 2007年 6 月 当社設立 代表取締役社長就任 2025年 8 月 当社 代表取締役会長就任（現任） 【選任理由】 藤井一郎氏は、当社の創業者、大株主、代表取締役であり、M & A 仲介に おける豊富な実務経験及び創業以来の会社経営の実績を有しており、現在 は、代表取締役会長として、コンサルタントの育成・指導に注力しており ます。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であること から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	720,200株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	かご たに とも き 籠 谷 智 輝 (1976年12月12日生) (再任)	2000年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ） 入社 2004年 9 月 (株)籠谷 入社 2007年 6 月 当社設立 取締役副社長就任 2020年 8 月 当社 管理部長兼任 2025年 6 月 当社 管理本部長兼任（現任） 2025年 8 月 当社 代表取締役社長就任（現任） 【選任理由】 籠谷智輝氏は、当社の創業者、大株主であり、M&A仲介における豊富な 実務経験及び創業以来の会社経営の実績を有しており、現在は、代表取締 役社長及び管理本部管掌役員として業務全般を統括しております。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であること から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	720,200株
3	ひろ せ かず のり 廣 瀬 一 憲 (1982年 5 月 3 日生) (再任)	2004年11月 (株)東大ネット 入社 2005年 4 月 同社 取締役就任 2008年11月 (株)シグマクシス 入社 2010年10月 (株)要興業 入社 2014年11月 当社 入社 2020年 7 月 当社 取締役就任（現任） 2020年 8 月 当社 コンサルティング部長兼任 2025年 6 月 当社 コンサルティング本部長兼任（現 任） 【選任理由】 廣瀬一憲氏は、大型案件の成約も含めた、M&A仲介における豊富な実務 経験を有しており、現在はコンサルティング本部管掌役員として重要な役 割を担っております。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であること から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	31,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	お っ た べ ち け ん じ ろ う 牟 田 口 賢 次 郎 (1957年1月25日生) 〔再任〕	1980年 4 月 日本石油(株)（現ENEOS(株)） 入社 2008年 6 月 富士興産(株) 社外監査役（非常勤）就任 2011年 6 月 同 社 取締役就任 2015年 6 月 同 社 代表取締役常務執行役員就任 2020年 7 月 当 社 社外取締役（常勤監査等委員）就 任（現任） 【選任理由及び期待される役割の概要】 牟田口賢次郎氏は、上場企業における代表取締役及び監査役として豊富な 経験及び上場企業における企業統治についての知見に基づき、当社のコー ポレート・ガバナンス及び管理業務の強化のために、重要な役割を担って おります。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために上記役割を果たして頂 くことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願 いするものであります。	6,200株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	かわ さき かつ ゆき 川 崎 勝 之 (1971年11月27日生) 〔再任〕	1999年10月 センチュリー監査法人（現E Y新日本有 限責任監査法人） 入所 2005年 4 月 (株)デジタルガレージ 入社 2009年 6 月 (株)DGインキュベーション（現(株)DGベ ンチャーズ） 監査役（非常勤）就任 （現任） 2012年 7 月 (株)アクリア設立 代表取締役就任（現 任） 2012年11月 税理士法人アクリア設立 代表社員就任 （現任） 2014年 9 月 (株)イーコンテクト 監査役（非常勤） 就任（現任） 2014年 9 月 ベリトランス(株)（現(株)DGフィナンシャ ルテクノロジー） 監査役（非常勤）就 任（現任） 2020年 7 月 当社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任） 2021年 1 月 B i z t e X(株) 監査役（非常勤）就任 （現任）	1,500株
		【選任理由及び期待される役割の概要】 川崎勝之氏は、公認会計士及び税理士としての経験、並びに企業会計・内 部統制についての知見に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化 のために、重要な役割を担っております。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために上記役割を果たして頂 くことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願 いするものであります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	ます だ しげ のり 増 田 薫 則 (1979年2月26日生) (再任)	2006年11月 シティ法律事務所 入所 2011年 2 月 預金保険機構 入構 2013年 6 月 武智総合法律事務所 入所 2015年 1 月 シティ法律事務所 入所 2018年10月 レックス法律事務所 (現TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス) 所属弁護士 2020年 7 月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2021年 1 月 レックス法律事務所 (現TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス) パートナー弁護士 (現任) 2021年 7 月 弁護士法人レックス法律事務所 (現弁護 士法人TXL) 社員 (現任)	1,500株
【選任理由及び期待される役割の概要】 増田薫則氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験、及び企業法務についての知見に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために、重要な役割を担っております。 当社の更なる成長と企業価値向上を実現するために上記役割を果たして頂くことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。3名の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被

保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年6月1日から)
(2026年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社の事業領域である中小M&A市場の現況としては、後継者不在を背景とした事業承継の解決策としてのM&Aニーズは根強く、中小企業庁が開催した「中小M&A市場の改革に向けた検討会（第3回）」の配布資料である『中小M&A市場の改革に向けた方向性について』（2025年10月7日公表）においても、経営者が60代以上かつ事業承継の意向が未定の法人企業が約26万者存在することを踏まえると中小M&Aはいまだ拡大を図っていく必要があると考えられる、と報告されております。また、単に事業承継を実現するための選択肢としてだけでなく、中小企業が成長を実現するための戦略的な手段としてもM&Aの推進を図っていく重要性が一層高まっているとも報告されております。このような社会課題解決のために政府主導で事業承継及びM&Aに対する支援策はより一層強化されていく流れもあり、中小M&A市場は継続して拡大していくと考えております。

一方、中小M&A市場において売却案件の供給量が増加したこと等の背景もあり、買い手側が案件を慎重に検討し選別する姿勢を強めていること等を要因として、成約率が低下している状況にあります。

当社は、上記環境に対応するため、「買い手情報リサーチチームによる買い手情報の収集強化」「コンサルティング部長の緊密な指導・営業支援による質の高い売却案件の獲得」「金融機関等との提携強化」「同業他社とそれぞれ売りF A/買いF Aとして連携することにより成約組数を積み増す取り組み」に継続的に取り組んでおり、また、「インサイドセールス部門の新設によるコンサルタントの営業活動のサポート体制構築」により、案件成約及び成約率の向上を目指しております。

しかしながら、大型案件を含む複数案件で検討期間の長期化や不成立が重なり、成約組数は前事業年度を上回ったものの、1組当たり売上高は31,797千円（前事業年度は44,004千円）となり、前事業年度と比較して減少しました。

人員面につきましては、当事業年度末のM&Aコンサルタント数は49名（前事業年度末は42名）となりました。

この結果、当事業年度においては、成約組数が49組（前事業年度は43組）、売上高1,558,064千円（前期比17.7%減）、営業利益119,931千円（同75.9%減）、経常利益127,630千円（同73.8%減）となり、当期純利益85,842千円（同72.4%減）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2023年5月期)	第17期 (2024年5月期)	第18期 (2025年5月期)	第19期 (当事業年度) (2026年5月期)
売上高 (千円)	1,273,611	2,197,835	1,892,197	1,558,064
経常利益 (千円)	238,871	983,497	486,254	127,630
当期純利益 (千円)	170,695	672,348	311,117	85,842
1株当たり当期純利益 (円)	85.35	336.17	148.55	39.85
総資産 (千円)	1,096,356	2,121,041	2,125,437	2,238,301
純資産 (千円)	690,011	1,362,359	1,901,513	1,920,546
1株当たり純資産 (円)	345.01	681.18	888.56	879.29

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 社会的信用力の向上

M&A仲介会社は依頼者にとって非常に大きな決断となる会社の売却や買収を支援するため、その遂行には重大な責任を伴います。また、中小企業の事業承継問題という日本経済にとって喫緊の社会的課題の解決策としてM&Aが期待されていることから、それを啓発・支援するM&A仲介会社は重い社会的責務を負っています。当社は、依頼者や社会全体に対する責任に応えるために、社会的信用力の向上が重要な課題であると認識しております。

当社が事業を展開する中小企業M&A仲介業界では、当該業界を直接的に管理する法令はありませんが、中小企業庁がM&A業者に対して適切なM&Aのための行動指針を提示するため、「中小M&Aガイドライン」を策定し、事業承継・引継ぎ支援センター及びその登録機関、並びにM&A支援機関登録制度の登録事業者に対してガイドライン遵守を義務付けるほか、その他の中小M&A支援に関わる幅広い機関にも遵守を求めています。当社は、M&A支援機関登録制度の登録事業者として、M&A市場の健全な発展に資するべく、当該ガイドラインを遵守しております。具体的には、ガイドラインに準拠した顧客説明資料の整備、業務手順の構築を実施するとともに、コンサルタントに対し当該ガイドラインについての社内研修を実施しております。

こうした対応により、当該ガイドラインを遵守し健全に業務を行っていることを外形的に示

し、また依頼者に対して明示的にアピールすることで、社会的信用力の向上に努めてまいります。

② 知名度の向上

先行する大手仲介会社と比較して当社のM&A仲介業界における認知度は低く、知名度を向上させる余地があると考えております。

引き続き広告投資を継続し、またダイレクトメール・コールドコールによる提案型営業を積極化し、さらには金融機関等とのネットワークを強化することで、完全成功報酬制の意義とメリットの啓発に努め、当社の知名度向上を目指してまいります。

③ 人材の採用及び育成

M&A仲介事業の更なる成長を担保するには、より多くの優秀な人材の採用と育成が課題になると認識しております。

当社は、引き続き料率の高いインセンティブ制度を提示するとともに、ノルマのない管理体制や、テクノロジーを活用した効率的かつ長時間労働のない働きやすい職場環境を整備することで、優秀な人材を厳選して採用してまいります。

人材育成については、実際のM&A案件を題材としたOJTを受ける機会を数多く提供することで、早期に戦力化できる体制の維持・向上を進めます。

また、担当者1名が一气通貫で責任を持って案件を担当することでコンサルタントに幅広いノウハウが蓄積し、成長が早くなることから、一气通貫で案件を担当することを希望する応募者も多いため、人材採用を有利に進めていくとともに、主体的に案件に携わり実績を積み上げたいと考える上昇志向の強いコンサルタントにとってモチベーション高く働ける環境を提供してまいります。

④ 管理体制の強化

M&A仲介会社の社会的責任を鑑みると、コンプライアンスの遵守を始めとした内部管理体制の強化が課題になると認識しており、現在も、コンプライアンスマニュアル勉強会の定期的な実施や、情報管理に関する社内研修を実施しております。

上場企業として、資本市場から厳しい監視を受け、それに応えるべく高い透明性と厳格な管理体制を保つことにより、全てのステークホルダーの信頼に応え、企業としての社会的責務を全うするための企業文化・組織体制を構築し、維持するように努めてまいります。

⑤ 成約率の向上

M&Aマーケットにおいて売却案件の供給量が増加したこと等の背景もあり、買い手側が案件を慎重に検討し選別する姿勢を強めていること等を要因として、検討期間の長期化や不成立が重なり、成約率が低下しております。

当社は、このような厳しい市場環境を鑑み、「買い手情報リサーチチーム」の増員を進め、鮮度の高い買い手情報の収集を強化してまいります。また、当事業年度より導入した「部門制」においては、部門業績評価制度の導入を軸として、各部門におけるコンサルタントへの指導・営業支援を強化してまいります。さらに、「インサイドセールス部門」を新設し、コンサルタントの営業活動をサポートする体制を構築することで、質の高い売却案件の受託を増加させてまいります。成果の顕在化には一定の時間を要しますが、これらの施策を着実に遂行することにより、成約率の向上と業績の回復を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社は、創業以来、中小企業を対象に完全成功報酬制のM&A仲介サービスを提供しています。当社のM&A仲介サービスは、会社売却を希望されている経営者に、初期のご相談から、売却見込額の査定、買い手候補企業・譲渡スキームの提案、必要資料の準備、買い手候補の選定、買い手候補への提案、買い手候補との面談、条件交渉、基本合意、デューデリジェンスのアレンジ、最終契約に至るまでワンストップで支援するサービスです。

(6) 主要な事業所等（2026年5月31日現在）

名 称	所 在 地
東 京 本 社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビルディング26階

(7) 使用人の状況（2026年5月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減
M & A コ ン サ ル タ ン ト	49名	7名増
M & A コ ン サ ル タ ン ト 以 外	16名	6名増
合 計	65名	13名増

(注) 従業員数は正社員の就業人員です。

(8) 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,184,200株
- (3) 株主数 1,158名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
藤井一郎	720,200	32.97
籠谷智輝	720,200	32.97
石川大祐	60,000	2.75
NOMURA P B NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	53,800	2.46
吉川直樹	38,300	1.75
廣瀬一憲	31,000	1.42
光通信K K投資事業有限責任組合	29,900	1.37
野村證券株式会社	28,400	1.30
株式会社E P A R K	25,000	1.14
MSIP CLIENT SECURITI ES	18,600	0.85

（注）当社は自己株式を保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は44,200株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2022年 2月14日	2024年 2月13日
新 株 予 約 権 の 数			29,500個	49,800個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 29,500株 (新株予約権 1 個につき 1株)	普通株式 49,800株 (新株予約権 1 個につき 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引き換えに払い込み は要しない。	新株予約権と引き換えに払い込み は要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権 1 個あたり 653円 (1 株当たり 653円)	新株予約権 1 個あたり 668円 (1 株当たり 668円)
権 利 行 使 期 間			2024年 2月15日～ 2032年 2月14日	2026年 2月14日～ 2034年 2月13日
行 使 の 条 件			(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委 員を除く)	取 締 役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 15,500個 目的となる株式数 15,500株 保有者数 1 名	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1 名
		社 外 取 締 役	—	—
	取締役 (監査等委員)		—	—

(注) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	藤 井 一 郎	
代 表 取 締 役 社 長	籠 谷 智 輝	管理本部長
取 締 役	廣 瀬 一 憲	コンサルティング本部長
取 締 役 （常勤監査等委員）	牟 田 口 賢 次 郎	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	川 崎 勝 之	株式会社アクリア 代表取締役 税理士法人アクリア 代表社員 株式会社DGベンチャーズ 監査役（非常勤） 株式会社イーコンテクスト 監査役（非常勤） 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 監査役 （非常勤） BizteX株式会社 監査役（非常勤）
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	増 田 薫 則	TXL法律事務所 紀尾井坂オフィス パートナー弁護士 弁護士法人TXL 社員

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）の牟田口賢次郎氏並びに取締役（監査等委員）の川崎勝之氏及び増田薫則氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）牟田口賢次郎氏及び取締役（監査等委員）の川崎勝之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）の牟田口賢次郎氏は、上場企業における代表取締役及び監査役として豊富な経験を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）の川崎勝之氏は、公認会計士及び税理士資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査責任者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、牟田口賢次郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 牟田口賢次郎氏、川崎勝之氏及び増田薫則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担していません。

(5) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、さらに2026年5月29日開催の取締役会において改定を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬である月額固定報酬（金銭）、業績連動報酬等としての業績連動賞与（金銭）及びストックオプションとしての新株予約権から構成されている。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、業務内容、職責、業績への貢献、同業他社における報酬水準、当社の業績等を総合的に勘案し決定するものとする。

- c. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役に対する業績連動報酬等は、業績向上へのインセンティブを高めるため、金銭による業績連動賞与として支給する。
業績連動賞与に係る業績指標は、全社の収益性を示す「業績連動賞与計上前の経常利益」を基礎として、当該取締役の業績への貢献を考慮して算定する。
- d. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
株主利益と連動したインセンティブ設計により、取締役の長期的な企業価値拡大へのコミットメントを高めるため、取締役に対して新株予約権を付与する場合がある。
取締役への新株予約権付与数、新株予約権の内容、時期については、業務内容、職責、業績への貢献、同業他社における付与状況等を総合的に勘案し決定するものとする。
- e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社は、取締役の個人別の報酬等の額に対する金銭報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等の割合について、各報酬の役割および性質を踏まえ、短期的業績の向上と中長期的な企業価値の持続的成長とのバランスを考慮して決定するものとする。具体的な割合は、役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
監査等委員会において審議の上、取締役会に対し助言・提言を行い、これを参考に取締役会においてそれぞれ審議し決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	58,500 (-)	58,500 (-)	-	3 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	-	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	74,700 (16,200)	74,700 (16,200)	-	6 (3)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年8月26日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。（当該決議時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名））
2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2021年8月26日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。（当該決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名））

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）の川崎勝之氏は、株式会社アクリアの代表取締役、税理士法人アクリアの代表社員、株式会社DGベンチャーズの監査役（非常勤）、株式会社イーコンテクストの監査役（非常勤）、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーの監査役（非常勤）、BizteX株式会社の監査役（非常勤）であります。なお、当社と当該法人等との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の増田薫則氏は、TXL法律事務所 紀尾井坂オフィスのパートナー弁護士及び弁護士法人TXLの社員であります。なお、当社と当該法人等との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 牟田口 賢次郎	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査等委員会12回の全て、及びリスク・コンプライアンス会議5回の全てに出席いたしました。 上場企業における代表取締役及び監査役としての豊富な経験に基づき、主に企業統治の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、企業統治、内部統制整備、内部監査、社内規程・業務手続きの遵守状況について、専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会において、当社の企業統治、内部統制整備、内部監査、社内規程・業務手続きの遵守状況について、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 川 崎 勝 之	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての専門的知識に基づき、主に財務・会計の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、内部統制整備、財務、会計、税務について、専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会において、当社の内部統制整備、財務・会計について、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 増 田 薫 則	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、及び監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的知識に基づき、主にコンプライアンスの見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に、法令遵守、法律改正への対応について、専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会において、当社の法令の遵守状況、法律改正への対応について、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人銀河

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制を整備・運用しております。当該基本方針の概要は下記の通りであります。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。

法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、公正な第三者機関に委託した「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役、監査等委員及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各本部長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

人材・業務推進部を当社のリスク対応統括管理部門として位置づけ、リスク管理・運営並びに規程の整備を行い実効性のある管理を推進すると共に、法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。

当社に不測の事態が発生したときは、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応をとると共に、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正且つ効率的に業務が執行される体制を確保する。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議の上、設置するものとする。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査等委員会の意見を斟酌して行うものとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

取締役及び使用人は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

- ⑦ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。

監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行う等連携を密にし、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。

監査等委員会と内部監査責任者は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力対応規程を制定し、人材・業務推進部統括のもと反社会的勢力対応要領に基づく管理を徹底すると共に、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査等委員会設置会社として、取締役の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

② コンプライアンスマニュアルについての研修

当社ではコンプライアンスへの取り組みを重要施策と位置づけ、コンプライアンスに関する包括的規程である「コンプライアンスマニュアル」について研修会を実施いたしました。

③ リスク・コンプライアンス会議

当事業年度においてリスク・コンプライアンス会議を5回開催し、コンプライアンス遵守状況の管理、リスクの予防・管理を行いました。

④ 取締役会

当事業年度において取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の分析、報告等を行い、取締役の職務執行状況の監督を行いました。

⑤ 監査等委員会

当事業年度において監査等委員会を12回開催し、監査方針、監査計画を決定するとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行いました。また、常勤監査等委員は、内部監査責任者と密に情報交換を行うとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い、その結果を監査等委員会に報告いたしました。さらに、全監査等委員と代表取締役社長との定期的な意見交換を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

現時点では、当社は、当該「基本方針」及び「買収への対抗措置」につきましては、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の期間変動が大きい一方、多額の投資を必要とせずフリーキャッシュフローが潤沢であるというM&A仲介事業の事業特性を踏まえ、中長期のTSR（Total Shareholder Return）※2を最大化するために、以下を配当方針としております。

- ・ 2027年5月期の配当性向は50%程度を目安とする。
- ・ 2027年5月期の配当金の下限を1株当たり50円とする。
- ・ 配当性向の長期的な目標水準を80%とし、段階的に引き上げる。
- ・ 配当の絶対額は維持しない。（各期の配当性向は、原則として、前事業年度以上を維持するが、配当の絶対額は純利益の水準次第で前事業年度より減少または無配となる可能性がある）※3
- ・ 1株当たり配当金の下限は、翌期の業績見込みを勘案の上、每期見直しを行う。
- ・ 1株当たり配当金の算定において、5円未満の端数は切り上げる。
- ・ 中間配当は行わず、年1回の期末配当のみとする。

※1 外部環境や当社業績に大幅な変化が生じた場合には、上記配当方針を変更する可能性があります。

- ※ 2 TSRとは、株主に対する総合的なリターンであり、インカムゲイン（配当）とキャピタルゲイン（値上がり益）の合計を意味します。
- ※ 3 業績悪化時の無配や絶対額での減配の可能性を排除すると、毎期の配当額を保守的な金額に設定せざるを得ず、結果として中長期における総配当額が抑制されてしまうことから、各事業年度単位で実施可能な最大限の配当を行うために、上記配当方針を定めております。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,078,504	流 動 負 債	317,755
現 金 及 び 預 金	2,022,388	未 払 金	275,750
売 掛 金	11,000	未 払 費 用	21,928
未 収 還 付 法 人 税 等	7,101	そ の 他	20,076
未 収 還 付 消 費 税 等	17,529		
そ の 他	20,485	負 債 合 計	317,755
固 定 資 産	159,797	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	40,114	株 主 資 本	1,920,546
建 物 附 属 設 備	36,247	資 本 金	228,762
工 具 器 具 備 品	3,866	資 本 剰 余 金	128,762
無 形 固 定 資 産	6,244	資 本 準 備 金	128,762
著 作 権	162	利 益 剰 余 金	1,563,020
ソ フ ト ウ ェ ア	6,081	利 益 準 備 金	25,000
投 資 そ の 他 の 資 産	113,439	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,538,020
敷 金 及 び 保 証 金	99,998	繰 越 利 益 剰 余 金	1,538,020
長 期 前 払 費 用	265		
繰 延 税 金 資 産	13,174	純 資 産 合 計	1,920,546
資 産 合 計	2,238,301	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,238,301

損 益 計 算 書

(2025年6月 1 日から)
(2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,558,064
売上原価	838,094
売上総利益	719,969
販売費及び一般管理費	600,038
営業利益	119,931
営業外収益	
受取利息	7,128
印税収入	63
雑収	771
営業外費用	
雑損	263
経常利益	127,630
税引前当期純利益	127,630
法人税、住民税及び事業税	44,340
法人税等調整額	△2,552
当期純利益	85,842

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から)
(2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	214,018	114,018	114,018	25,000	1,548,477	1,573,477	1,901,513	1,901,513
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	14,744	14,744	14,744			－	29,489	29,489
剰 余 金 の 配 当					△96,300	△96,300	△96,300	△96,300
当 期 純 利 益					85,842	85,842	85,842	85,842
当 期 変 動 額 合 計	14,744	14,744	14,744	－	△10,457	△10,457	19,032	19,032
当 期 末 残 高	228,762	128,762	128,762	25,000	1,538,020	1,563,020	1,920,546	1,920,546

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

無形固定資産……………社内における利用可能期間に基づき定額法によっております。

なお、耐用年数は以下の通りであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM&A仲介事業であります。M&A仲介業の場合、顧客は大きく売り手と買い手に分かれますが、その双方から成功報酬のみを受領しております。

成功報酬は、売り手と買い手との間で株式譲渡契約等の締結後、当該M&A取引がクロー징した時に収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 13,174千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業年度末における各種税制や税率に基づき繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しており、将来の課税所得が生じる時期及び金額は、中期経営計画上の利益計画を基礎にしております。

なお、将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 17,090千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,184,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年7月29日 取 締 役 会	普通株式	96,300千円	45円	2025年 5月31日	2025年 8月15日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年7月28日 取 締 役 会	普通株式	利益 剰余金	43,684千円	20円	2026年 5月31日	2026年 8月17日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 80,500株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,164千円
未払社会保険料	3,593千円
資産除去債務	1,613千円
一括償却資産	1,649千円
減価償却超過額	80千円
未払費用	6,687千円
繰延税金資産小計	14,788千円
評価性引当額	1,613千円
繰延税金資産合計	13,174千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
法人住民税均等割	0.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
評価性引当金の増減	0.6%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先と取引を行わない方針とするとともに、適時に回収状況を管理することにより回収懸念の早期の把握・対応を図っております。敷金及び保証金については、賃貸借契約の締結に先立ち差入先の信用状況を把握しております。

b. 市場リスクの管理

市場リスクに晒された資産は保有しておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を折り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	99,998	66,371	△33,626
資 産 計	99,998	66,371	△33,626

（注）現金及び預金、未収還付法人税等、未収還付消費税等、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷 金 及 び 保 証 金	－	66,371	－	66,371
資 産 計	－	66,371	－	66,371

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	879円29銭
1株当たり当期純利益	39円85銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、M&A仲介事業のみを営んでおり、また、売上の種類も成功報酬のみであります。したがって、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

インテググループ株式会社
取締役会 御中

監査法人 銀 河

東京事務所

代 表 社 員
業務執行社員

公認会計士 吉 村 史 明

業務執行社員

公認会計士 田 中 博 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インテググループ株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月24日

インテググループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 牟田口 賢次郎 ㊞

監査等委員 川 崎 勝 之 ㊞

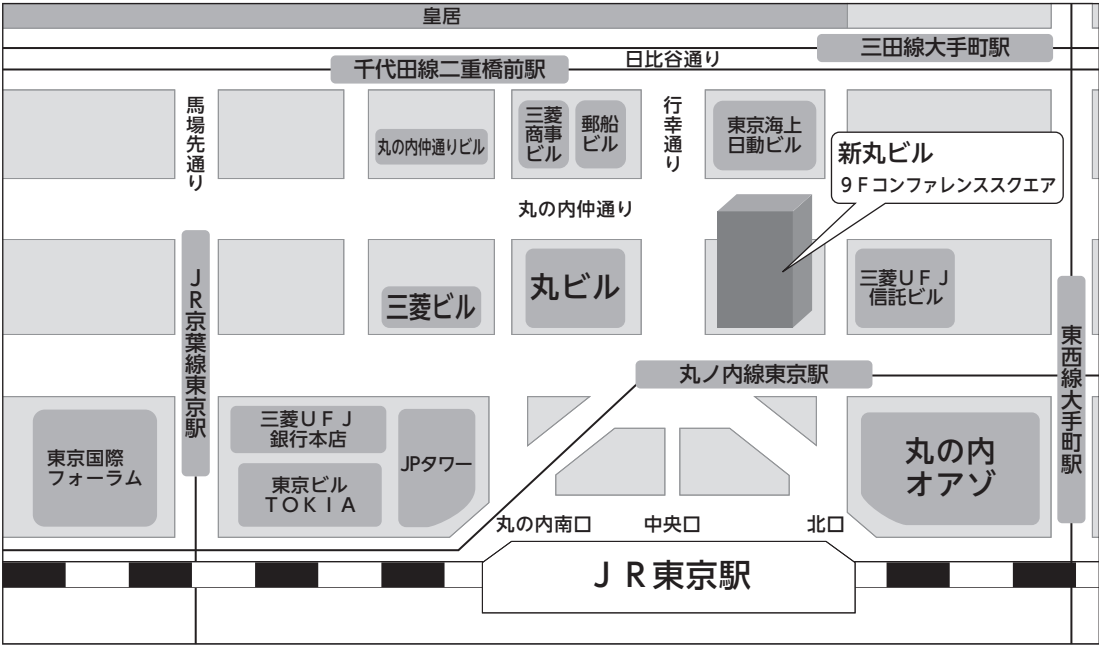
監査等委員 増 田 薫 則 ㊞

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 〒100-6509 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング 9階
新丸ビルコンファレンススクエア Room901



交通 アクセスの ご案内

- 地下鉄
 - 丸ノ内線
 - 千代田線
 - 都営三田線
 - 東西線
 - J R
 - 東京駅
- 東京駅
二重橋前駅
大手町駅D1出口
大手町駅B1出口
- 直結
直結
徒歩約3分
徒歩約5分
- 丸の内北口
徒歩2分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。